

株主各位

名古屋市中区古渡町9番27号

株式会社 **ナデックス**

代表取締役社長 高田 寿之

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、本株主総会について慎重に検討した結果、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。株主の皆様には、極力書面による事前の議決権行使をいただき、当日のご来場はお控えいただくことを強くお願い申し上げます。

なお、書面による議決権の行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年7月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月28日（火曜日）午前11時（受付開始 午前10時15分）
前回と開始時刻が異なります。お間違えの無いようご注意ください。
2. 場 所 名古屋市中区古渡町9番27号
当社本社会議室
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1 第70期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第70期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主様へのお土産をご用意しておりません。
 - ◎会場に備付けのアルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用などの感染防止にご協力をお願い申し上げます。
 - ◎会場入口にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方に対しては入場をお断りさせていただく場合がございます。
 - ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nadex.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ②連結株主資本等変動計算書
 - ③連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項およびその他の注記
 - ④株主資本等変動計算書
 - ⑤重要な会計方針およびその他の注記
 - なお、会計監査人および監査役は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ◎本招集ご通知の添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちにインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nadex.co.jp/>) にて、修正後の内容を掲載いたします。
 - ◎当日はノーネクタイの「クールビズ」スタイルにてご対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年5月1日から2020年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、輸出を中心に弱さが見られるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかな回復基調で推移してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大に伴い急激な悪化が続いております。世界経済につきましても、米国を中心に全体としては緩やかな回復基調で推移してまいりましたが、米中貿易摩擦の動向や新型コロナウイルス感染症の拡大など、景気の先行きは不透明感が増し厳しい状況で推移しております。

当社グループの主要得意先である自動車関連企業につきましては、設備投資について慎重な姿勢が見られるものの比較的堅調に推移してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により年度末には世界規模で減産になるなど、先行きは不透明な状況であります。

このような経済環境のもとで当社グループは、2021年4月期を最終年度として策定いたしました中期経営計画に基づき、当社グループが保有する各事業の連携によるトータルソリューションの提供、コアコンピタンスである接合ソリューションの深化による新ユーザー層に向けての多角的な展開、グローバル展開のための製品力強化などに取組み、市場のニーズに先行ないし同期する形で事業基盤の強化に取り組んでおります。これらの取組みの一環として、レーザに関する生産設備の設計・製作において高い技術力を有する株式会社タマリ工業の株式を取得し、同社の子会社である株式会社シンテックおよび株式会社テクノシステムとあわせてグループ体制の強化を図っております。これまで当社グループが培ってきた各事業とのシナジー効果が見込まれ、有機的な連携を図ることで顧客への提供価値を向上し、トータルソリューションを提供できる体制の構築を一層加速させております。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は313億7千9百万円と前連結会計年度に比べ15億3千3百万円(△4.6%)の減収となり、営業利益は9億3千3百万円と前連結会計年度に比べ6億2千8百万円(△40.2%)、経常利益は9億7千8百万円と前連結会計年度に比べ6億3千2百万円(△39.2%)、親会社株主に帰属する当期純利益は5億7千4百万円と前連結会計年度に比べ5億3千2百万円(△48.1%)のそれぞれ減益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度から、非連結子会社であったPT. NADESCO INDONESIA、PT. NADESCO ENGINEERING INDONESIAおよびNADEX MEXICANA, S.A. de C.V.は重要性が増したため連結の範囲に含めたことに伴い、従来の報告セグメントである「米国」を「北米」に、「タイ」を「東南アジア」にそれぞれ変更しております。

(日本)

日本につきましては、自動車関連企業向け自社製品の販売が減少および前年には非自動車関連企業向け生産設備の大型案件があったことなどにより、売上高は235億8千3百万円と前連結会計年度に比べ38億8千1百万円(△14.1%)の減収となり、販売費及び一般管理費の削減に努めたものの、M&A費用の計上および前期に実施した設備投資に伴う減価償却費の増加があったことなどにより、営業利益は3億7千2百万円と前連結会計年度に比べ5億1千万円(△57.8%)の減益となりました。

(北米)

北米につきましては、自動車関連企業向けの生産設備および自社製品の販売が減少したことなどにより、売上高は31億1千1百万円と前連結会計年度に比べ14億7百万円(△31.1%)の減収となり、営業利益は1億8千7百万円と前連結会計年度に比べ2億7百万円(△52.4%)の減益となりました。

(中国)

中国につきましては、自動車関連企業向け自社製品の販売が減少したことなどにより、売上高は22億7千8百万円と前連結会計年度に比べ5億7千3百万円(△20.1%)の減収となり、営業利益は7千7百万円と前連結会計年度に比べ6千2百万円(△44.3%)の減益となりました。

(東南アジア)

東南アジアにつきましては、前年に引き続き自動車関連企業向け設備の据付を確保できたことなどにより、売上高は38億3千9百万円と前連結会計年度に比べ25億6千2百万円(200.6%)の増収となり、営業利益は2億5千1百万円と前連結会計年度に比べ1億2千4百万円(97.5%)の増益となりました。

セグメント別の売上高の状況は、次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度 (2018年5月1日から 2019年4月30日まで)		当連結会計年度 (2019年5月1日から 2020年4月30日まで)		前年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
日 本	千円 27,464,820	% 83.4	千円 23,583,571	% 75.1	千円 △3,881,248	% △14.1
北 米	4,519,619	13.7	3,111,916	9.9	△1,407,702	△31.1
中 国	2,852,930	8.6	2,278,970	7.2	△573,960	△20.1
東 南 ア ジ ア	1,277,348	3.8	3,839,935	12.2	2,562,587	200.6
報告セグメント計	36,114,718	109.7	32,814,394	104.5	△3,300,324	△9.1
調 整 額	△3,201,816	△9.7	△1,434,949	△4.5	1,766,867	—
合 計	32,912,902	100.0	31,379,445	100.0	△1,533,456	△4.6

(注) 「調整額」は、セグメント間の取引であります。

当社の業績につきましては、売上高は213億9千万円と前事業年度に比べ36億8千4百万円(△14.6%)の減収となり、営業利益は2億1千3百万円と前事業年度に比べ1億5千9百万円(△42.7%)、経常利益は7億1千2百万円と前事業年度に比べ2億3千9百万円(△25.1%)、当期純利益は5億9千8百万円と前事業年度に比べ1億9千3百万円(△24.4%)のそれぞれ減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は2億5千6百万円であり、IT投資8千4百万円およびショールーム用設備2千8百万円などを行っております。なお、設備投資額には、有形固定資産のほか、無形固定資産(市場販売目的のソフトウェア等を除く)への投資を含んでおります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、39億2千2百万円の資金を銀行借入により調達し、23億9千8百万円を返済しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取巻く事業環境は、今後大きく変化することが予測されます。主要得意先である自動車関連企業においては、自動車の生産台数は中長期的に世界規模で増加していくことが予測されておりますが、環境規制の強化などを受けて電動化の流れが加速するなど、100年に一度の大変革期を迎えております。

このような事業環境のもとで当社グループは、将来のあるべき姿を描いた「NADEX 2025 VISION」の実現に向け、2021年4月期を最終年度とする中期3ヶ年経営計画を策定し取組みを進めております。メーカー機能と商社機能をあわせ持つ当社グループが、これからもお客様のニーズに先行ないし同期してお応えし続けるために、更なるメーカー・エンジニアリング機能の強化に取組み、グローバルでのトータルソリューション力・メーカー機能の強化などを進め、将来の収益基盤の確保に努めてまいります。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループの事業展開に様々な影響を及ぼすことが予想されます。この事態に対応するためには、「withコロナ」を意識した即応力のある経営が必要であり、「社員」、「お客様」、「株主・投資家様」および「社会」などの当社グループを取巻くステークホルダーの安全を確保しつつ、事業展開を進めてまいります。

中期3ヶ年経営計画での取組みのうち、特に自動化・省人化に対するお客様のニーズが「withコロナ」により高まっており、これにお応えするためにも当社グループの強みである産業用設備を軸としたトータルソリューションでの提案力の強化が最重要課題であると認識し、グループ一丸となってお応えしてまいります。

主たる取組み課題は、次のとおりであります。

- ① サステナブルな企業経営の推進
- ② 当社各事業の有機的な連携によるトータルソリューション力の発揮
- ③ コアコンピタンスである「接合」事業の深化・拡大
- ④ メーカー機能・製品力強化を通じたグローバル展開の推進
- ⑤ 事業成長・企業価値向上のための経営資源の戦略的活用

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2017年4月期	2018年4月期	2019年4月期	2020年4月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	30,951,082	34,284,134	32,912,902	31,379,445
経常利益 (千円)	1,750,246	2,151,552	1,611,140	978,166
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,232,682	1,457,218	1,106,882	574,138
1株当たり当期純利益 (円)	132.31	157.73	119.88	62.06
総資産 (千円)	23,097,907	27,598,242	25,791,188	30,525,030
純資産 (千円)	13,265,640	14,331,192	15,114,952	15,301,433
1株当たり純資産額 (円)	1,423.02	1,552.57	1,632.03	1,641.47

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 2018年4月期より、在外連結子会社等の収益および費用の換算方法を変更しております。2017年4月期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。
3. 2019年4月期の期首より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を適用しております。2018年4月期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ナ・デックスプロダクツ	98,350千円	100.0%	抵抗溶接制御装置、電子制御機器および鋸金加工等の製造・販売 電子制御部品等の販売
株式会社タマリ工業	10,000千円	100.0%	各種産業用設備等の製造・販売
NADEX OF AMERICA CORP.	471,757US\$	100.0%	WELDING TECHNOLOGY CORP.の持株会社
WELDING TECHNOLOGY CORP.	150,000US\$	100.0% (100.0%)	抵抗溶接制御装置等の製造・販売
那電久寿機器（上海）有限公司	23,298千RBM	100.0% (10.0%)	抵抗溶接制御装置、各種産業用設備等の製造・販売
NADEX ENGINEERING CO.,LTD.	6,500千THB	100.0% (10.0%)	抵抗溶接制御装置、各種産業用設備等の販売 産業機械の据付工事
NADEX (THAILAND) CO.,LTD.	10,000千THB	49.0%	抵抗溶接制御装置、各種産業用設備等の販売

(注) 1. 出資比率欄の () 内は、間接所有割合で内数であります。

2. 株式会社タマリ工業は、当連結会計年度において当社が全株式を取得したことにより子会社となっております。

② 関連会社の状況

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社フジックス	20,000千円	30.0%	自動化専用システム等の製造・販売
杭州藤久寿機械制造有限公司	15,989千RBM	—% [100.0%]	精密機械加工部品等の製造・販売

(注) 1. 出資比率欄の [] 内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」による所有割合で外数であります。

2. 杭州藤久寿機械制造有限公司は、株式会社フジックスの子会社であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
製造販売事業	産業用機器、溶接機器・材料、電子制御機器・部品、抵抗溶接制御装置等の製造・販売

(8) 主要な営業所および工場等

① 当社

本社：名古屋市中区古渡町9番27号

販売拠点：本社（名古屋市中区）、東部営業部（さいたま市大宮区）、西部営業部（大阪市淀川区）、技術センター（愛知県北名古屋市）

研究拠点：技術センター（愛知県北名古屋市）

② 子会社

株式会社ナ・デックスプロダクツ（岐阜県可児市）

株式会社タマリ工業（愛知県西尾市）

NADEX OF AMERICA CORP.（米国 デラウェア州）

WELDING TECHNOLOGY CORP.（米国 ミシガン州）

那電久寿機器（上海）有限公司（中国 上海市）

NADEX ENGINEERING CO.,LTD.（タイ バンコク）

NADEX (THAILAND) CO.,LTD.（タイ バンコク）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
日 本	531 (52) 名
北 米	112 (6) 名
中 国	68 (―) 名
東 南 ア ジ ア	77 (―) 名
合 計	788 (58) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 前連結会計年度に比べ従業員数が198名増加しておりますが、その主な要因は、日本および東南アジアにおける連結子会社の増加などによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
219名	8名減	40.8歳	10.2年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	1,119,896千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	996,000千円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	659,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	454,810千円
株 式 会 社 大 光 銀 行	308,205千円
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	200,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,125,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,605,800株 (自己株式348,571株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 1,593名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
株式会社アート・ギャラリー富士見	1,400,000	15.12
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	781,700	8.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	327,100	3.53
古 川 美 智 子	285,600	3.08
光 通 信 株 式 会 社	261,600	2.82
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	235,800	2.54
古 川 佳 明	222,000	2.39
ナ ・ デ ッ ク ス 社 員 持 株 会	219,500	2.37
古 川 雅 隆	216,791	2.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	171,600	1.85

(注) 持株比率は、自己株式 (348,571株) を除く発行済株式総数に対する持株数の割合であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 田 寿 之		
専務取締役	渡 邊 修		
常務取締役	古 川 雅 隆		
取 締 役	横 地 克 典	営 業 本 部 長	
取 締 役	進 藤 大 資	管 理 本 部 長 兼 経 営 管 理 ・ 法 務 部 長 兼 経 理 部 長	
取 締 役	本 田 信 之	営 業 副 本 部 長 兼 ウ ェ ル デ ィ ン グ ソ リ ュ ー シ ョ ン 部 長	
取 締 役	野 口 葉 子 (現姓：春馬)		弁 護 士 ジ ャ パ ン マ テ リ ア ル 株 式 会 社 社 外 監 査 役 株 式 会 社 吉 番 屋 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) 株 式 会 社 浜 木 綿 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)
常任監査役 (常勤)	武 田 吉 保		
監 査 役	市 原 裕 也		公 認 会 計 士 名 古 屋 電 機 工 業 株 式 会 社 社 外 監 査 役 エ ム ・ ユ ー ・ テ ィ ・ ビ ジ ネ ス ア ウ ト ソ ー シ ン グ 株 式 会 社 社 外 監 査 役
監 査 役	仙 田 正 典		株 式 会 社 日 産 サ テ ィ オ 奈 良 社 外 監 査 役

- (注) 1. 取締役野口葉子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役市原裕也氏および仙田正典氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役野口葉子氏および監査役市原裕也氏、仙田正典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 常任監査役 (常勤) 武田吉保氏は、当社で取締役経理部長の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役市原裕也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任
2019年7月23日開催の第69期定時株主総会において、仙田正典氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 退任
2019年7月23日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、伊藤豊彦氏が監査役を任期満了により退任いたしました。
- (3) 異動
2019年7月23日開催の取締役会において、取締役古川雅隆氏が常務取締役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (1名)	137,223千円 (3,465千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (3名)	19,710千円 (7,260千円)
計 (う ち 社 外 役 員)	11名 (4名)	156,934千円 (10,725千円)

- (注) 1. 株主総会の決議（2006年7月25日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額150,000千円であり、株主総会の決議（2017年7月25日）による社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬限度額は年額30,000千円であり、株主総会の決議（1991年7月23日改定）による監査役報酬限度額は年額20,000千円であります。
2. 報酬等の額には、本株主総会にて決議予定の役員賞与24,700千円（取締役23,050千円（うち社外取締役330千円）、監査役1,650千円（うち社外監査役660千円））を含めております。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬の費用処理額16,037千円を含めております。
4. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まれておりません。
5. 上記報酬等の額のほか、社外監査役が当社の子会社から受ける役員としての報酬額は800千円であります。
6. 上記には、退任した監査役1名を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	関 係
社外取締役	野 口 葉 子	ジャパンマテリアル株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
		株式会社社番屋	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
		株式会社浜木綿	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
社外監査役	市 原 裕 也	名古屋電機工業株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
		エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
社外監査役	仙 田 正 典	株式会社日産サティオ奈良	社外監査役	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	野 口 葉 子	当事業年度開催の取締役会全19回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。
社外監査役	市 原 裕 也	当事業年度開催の取締役会全19回および監査役会全15回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。
	仙 田 正 典	就任後に開催された当事業年度の取締役会全15回および監査役会全11回のすべてに出席し、企業経営経験者の見地から、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

38,500千円

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

45,400千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況、報酬に関する見積りの算定根拠などを精査、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である労務人事に関するコンサルティングおよび一部の子会社の原価計算に関する助言・指導業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

監査役会は、会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行について、適正に実施されることが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、NADEX OF AMERICA CORP.、NADEX MEXICANA, S.A. de C.V.、那電久寿機器（上海）有限公司、NADEX ENGINEERING CO.,LTD.、NADEX（THAILAND）CO.,LTD.、PT. NADESCO INDONESIAおよびPT. NADESCO ENGINEERING INDONESIAは、当社の会計監査人以外の会計監査を受けております。

※ 本事業報告中の記載金額および比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	20,594,829	流 動 負 債	12,161,162
現金及び預金	6,203,047	支払手形及び買掛金	3,495,457
受取手形及び売掛金	7,502,375	電子記録債務	3,067,736
電子記録債権	2,153,987	短期借入金	2,198,480
商品及び製品	2,334,947	1年内返済予定の長期借入金	434,060
仕 掛 品	853,294	リ ー ス 債 務	15,159
原 材 料	590,635	未 払 法 人 税 等	164,842
未収消費税等	13,573	未 払 消 費 税 等	79,051
そ の 他	949,070	役員賞与引当金	28,400
貸倒引当金	△6,102	そ の 他	2,677,975
固 定 資 産	9,930,200	固 定 負 債	3,062,434
有 形 固 定 資 産	4,744,914	長期借入金	1,714,426
建物及び構築物	1,966,169	リ ー ス 債 務	21,267
機械装置及び運搬具	739,409	繰延税金負債	773,477
土 地	1,585,152	役員退職慰労引当金	9,911
建設仮勘定	658	退職給付に係る負債	138,971
そ の 他	453,524	資産除去債務	5,025
無 形 固 定 資 産	2,860,461	そ の 他	399,354
の れ ん	1,659,973	負 債 合 計	15,223,597
顧客関係資産	933,930	(純資産の部)	
そ の 他	266,557	株 主 資 本	14,790,385
投資その他の資産	2,324,824	資 本 金	1,028,078
投資有価証券	1,949,142	資 本 剰 余 金	763,775
長期貸付金	3,745	利 益 剰 余 金	13,224,994
繰延税金資産	169,705	自 己 株 式	△226,462
そ の 他	246,252	その他の包括利益累計額	405,080
貸倒引当金	△44,021	その他有価証券評価差額金	250,103
		為替換算調整勘定	164,599
		退職給付に係る調整累計額	△9,621
		非支配株主持分	105,967
		純 資 産 合 計	15,301,433
資 産 合 計	30,525,030	負 債 純 資 産 合 計	30,525,030

連結損益計算書

(2019年5月1日から2020年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		31,379,445
売 上 原 価		25,360,476
売 上 総 利 益		6,018,968
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,085,228
営 業 利 益		933,739
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	20,907	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	32,724	
補 助 金 収 入	50,743	
雑 収 入	70,730	175,106
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,188	
為 替 差 損	107,765	
雑 損 失	14,725	130,679
経 常 利 益		978,166
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,461	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,852	4,314
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	994	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	91	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	600	1,685
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		980,795
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	306,506	
法 人 税 等 調 整 額	31,194	337,701
当 期 純 利 益		643,093
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		68,955
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		574,138

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

貸 借 対 照 表

(2020年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,714,123	流動負債	9,458,113
現金及び預金	1,848,792	支払手形	499,382
受取手形	674,785	電子記録債権	3,067,736
電子記録債権	1,947,839	買掛金	1,904,920
売掛金	4,706,804	短期借入金	1,700,000
商品及び製品	1,523,760	未払金	116,798
短期貸付金	531,571	未払費用	220,780
その他	487,769	未払法人税等	13,376
貸倒引当金	△7,200	役員賞与引当金	24,700
固定資産	10,514,428	債務保証損失引当金	150,801
有形固定資産	1,527,264	その他	1,759,618
建物	457,826	固定負債	451,339
構築物	13,648	繰延税金負債	5,925
車両運搬具	0	退職給付引当金	73,506
工具、器具及び備品	331,358	資産除去債務	3,948
土地	724,375	長期預り保証金	5,114
建設仮勘定	54	その他	362,845
無形固定資産	64,796	負債合計	9,909,453
特許権	431	(純資産の部)	
借地権	9,560	株主資本	12,089,477
ソフトウェア	44,233	資本金	1,028,078
ソフトウェア仮勘定	4,750	資本剰余金	765,741
電話加入権	5,821	資本準備金	751,733
投資その他の資産	8,922,366	その他資本剰余金	14,008
投資有価証券	1,332,132	利益剰余金	10,522,120
関係会社株式	5,941,814	利益準備金	257,019
関係会社出資金	308,663	その他利益剰余金	10,265,100
長期貸付金	1,271,078	土地圧縮積立金	37,234
破産更生債権等	28,785	機械圧縮積立金	601
長期前払費用	1,944	別途積立金	9,400,000
差入保証金	56,262	繰越利益剰余金	827,264
その他	29,507	自己株式	△226,462
貸倒引当金	△47,821	評価・換算差額等	229,620
資産合計	22,228,551	その他有価証券評価差額金	229,620
		純資産合計	12,319,098
		負債純資産合計	22,228,551

損 益 計 算 書

(2019年5月1日から2020年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,390,380
売 上 原 価		18,266,374
売 上 総 利 益		3,124,005
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,910,690
営 業 利 益		213,314
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	437,668	
賃 貸 収 入	95,431	
雑 収 入	89,103	622,203
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,339	
賃 貸 費 用	51,876	
為 替 差 損	65,131	
雑 損 失	3,747	123,094
経 常 利 益		712,423
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,852	2,852
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	135	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	91	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	600	826
税 引 前 当 期 純 利 益		714,449
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68,308	
法 人 税 等 調 整 額	47,655	115,964
当 期 純 利 益		598,484

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

株式会社ナ・デックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 宏 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 神 野 敦 生 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナ・デックスの2020年5月1日から2020年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナ・デックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第70期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月24日

株式会社ナ・デックス 監査役会

常任監査役(常勤) 武田吉保 ㊟

監査役 市原裕也 ㊟

監査役 仙田正典 ㊟

(注) 監査役市原裕也及び仙田正典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

株式会社ナ・デックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 宏 和 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 野 敦 生 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナ・デックスの2019年5月1日から2020年4月30日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月24日

株式会社ナ・デックス 監査役会

常任監査役(常勤) 武田 吉保 ㊟
監査役 市原 裕也 ㊟
監査役 仙田 正典 ㊟

(注) 監査役市原裕也及び仙田正典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を基本としつつ収益状況、財務体質ならびに今後の事業展開などを勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき9円

総額 83,315,061円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年7月29日

これにより、中間配当金（1株につき10円）を含めました当期の年間配当金は、1株につき19円となります。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 350,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 350,000,000円

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
伊藤 豊彦 (1948年1月5日生)	1970年4月 日本電装株式会社（現 株式会社デンソー）入社 2003年1月 同社理事 2003年6月 株式会社デンソーウェブ取締役専務執行役員 2010年6月 同社顧問 2011年6月 同社退社 2011年7月 当社監査役 2019年7月 当社監査役退任	—
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 伊藤豊彦氏は、株式会社デンソーウェブの取締役専務執行役員として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤豊彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
- ① 伊藤豊彦氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ② 伊藤豊彦氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ③ 伊藤豊彦氏の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合、定款第36条の規定に基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める額を負担の限度額とするというものであります。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末現在の取締役7名（うち社外取締役1名）および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与と総額24,700,000円（取締役分23,050,000円（うち社外取締役分330,000円）、監査役分1,650,000円）を支給することといたしたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区古渡町9番27号
株式会社ナ・デックス 本社会議室

公共交通機関 ○金山総合駅
(JR東海金山駅・名鉄金山駅・地下鉄金山駅)
下車徒歩約10分
○地下鉄東別院駅 下車徒歩約7分

